

第7章 流通・小売業

1. 卸売業

2016年3月の全人代「政府活動報告」によれば、中国の2015年のGDPは、約67兆7,000億元で前年比6.9%増、また、2016年のGDP成長率目標は6.5~7%と設定された。これは世界の主要経済国・経済圏の中でも上位の伸び率であり、世界に中国の存在感、影響力の強さを示す成長率といえる。また、2015年の消費財販売総額は30兆元を突破した〔表1〕。2015年の消費のGDPに対する寄与率は66.4%と、投資・輸出合計を上回っており、新たに示された第13次5カ年規画期においても、内需・消費主導型経済をさらに進めていく流れは継続するものと見られる。

表1：GDPおよび消費財販売総額の過去5年推移
(単位：億元、前年比伸び率は%)

暦年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
GDP総額	484,123	534,123	588,018	636,138	676,708
前年比伸び率	9.2	7.8	7.7	7.4	6.9
消費財販売総額	183,919	210,307	242,843	271,896	300,931
前年比伸び率	17.1	14.3	13.2	12.0	10.7

出所：中国統計年鑑、統計局データ

中国の卸売業界はこれまでの歴史において、第二次世界大戦後、1級卸（中央の部局・専業公司）、2級卸（省レベルの専業公司）、3級卸（市・県レベルの専業公司）の3段階に分けられ、地域別・商品別に国家が管理する配給システムが整備された。その後1978年以降の改革開放政策により、3段階の国有卸売企業の統廃合や私営企業の新規参入などが進み、さらに1990年代後半には「外商投資商業企業試点弁法」により、条件付きながら外資の参入が認められるようになった。中国がWTO加盟を遂げた後、2004年6月には「外商投資商業分野管理弁法」（商務部令「2004」第8号）が施行され、外資参入が原則自由になるなど、業界を取り巻く環境は大きく変化してきている。

中国の卸売企業の代表的な機能は、①調達機能、②（川上・川下業者に対する）金融機能、③（市場分析・予測、販路開拓などの）情報機能、④物流（在庫・配送）機能などがある。これまでのところ、メーカーの販売代理権を得て地域に特化した販売網を持つ形態が多く、企業規模、取扱商品の幅、グローバル化への対応、効率的な運営、小売企業のチェーン化への対応、ECの爆発的な広がりへの対応、など対処すべき課題があり、ビジネスモデルの転換が必要となっている。

2015年の動向、主な政策・行政措置

卸売業界に関連する2015年の主な政策・行政措置については、3月26日に商務部弁公庁から「2015年流通業発展（のための）工作ポイント」に関する通知が出されている。

同通知に記載されている項目を列挙すると、①国内卸売流通体制改革の一層の推進、②伝統的小売モデル転換の推進、③卸売物流の発展、④省エネ流通の発展推進、⑤流通分野における標準化の強化、⑥中小流通企業の発展、⑦特殊業界の健全な発展誘導、⑧卸売流通業における安全管理強化、との構成になっている。内容としては、小売、卸売、物流、EC物流など流通業における各分野、或いは流通業界全般における資源リサイクル、基準整備などの制度面での第13次5カ年規画期間中のプランを策定し、それらに基づき環境・安全への対策について業界基準を設定する中で行ないながら、一部の都市でモデルとなる成功事例を作りそれを応用していくことなどで国内卸売流通体制の改革を推し進め、業界全体の健全な発展とモデル転換の加速を促していく方向性を示したものである。同通知の記載事項はおおむね中長期の方向性を示したものではあるが、今後、①統一商品コードの普及や小売統計データからの情報分析とその応用によるチェーン店経営・物流配送・ECなど業界全体の総合的な発展、②共同配送、集中配送、末端配送のネットワーク化による効率化、③流通プロセスにおける省エネ・環境対策、④低温物流体制の整備、⑤中小卸売企業に対するプラットフォーム形成支援による産業の健全化、などが図られていくと見込まれる。

2016年の展望・重点施策

2016年の展望・重点施策としては、3月に全人代にて発表された「政府活動報告」に2016年の重点活動が挙げられており、8大重点活動の中の一つの項目として、国内需要の潜在力を深く掘り起こし、より大きな発展の余地を広げていくことが示された。これによると、総需要を適度に拡大させる一方で、供給とのバランスの取れた発展を促し、安定的かつ永続的に経済発展を支える内需の形成を求めている。

流通業界に関連するところでは、具体的には物流配送網をより完全なものにすることで、これまでネックであったラストワンマイルを整備し宅配産業を健全に発展させること、嗜好の高度化にあわせた政策を含めた消費環境整備を行なうこと、介護、ヘルスケア、教育・研修、文化・スポーツ関連のサービス消費の発展をサポートすること、ECや多様化（個性化）する新たな消費を大きく喚起し発展させることなどが示された。いずれも経済成長を牽引するエンジンとして

消費を捉えており、消費財を流通させる卸売業自体のビジネス環境変化がより進み、発展のチャンスが拡大していくと考えられる。

卸売業の問題点および改善要望

日系企業として直面している問題点について、以下に触れたい。

業界管理

流通業界全体の健全な発展のためには、メーカー、卸売・流通業者、小売業者が相互に協力しあい、適度なサプライチェーンを構築し、それを拡大させていく必要がある。しかしながら、違法行為者による信用性失墜やコンプライアンス遵守の妨害となる事例、取引条件における公平性の欠如と見られる事例が後を絶たない。公正かつ公平でオープンな市場を形成し、また一方で、同業界に携わる業者が安心・安全な取引を継続的に進める業界秩序を守っていくことが肝要である。

政策支援

消費者の嗜好の多様化、安心・安全への意識の高まりなど、消費者ニーズの変化には流通業界としてきめ細かく対応していかなければならない。業界状況を詳細かつ正確に把握するための統計指標やそれらを公開していくシステムなど、ソフト面での支援が不足している。また、低温物流体制の構築と普及、資源面での無駄の排除、統一した流通規範の整備、環境保護面での指導は政策として継続支援していくことが必要である。

許認可

経営範囲や通行証などの許認可においては、これまでも手続きの遅さ、地域や窓口担当者による対応の差異を問題点として挙げており、引き続き手続きの簡素化など短縮に向けた改善、並びに許認可の公平性・透明性を求めたい。

<建議>

① 経営範囲拡大手続きの改善

取り扱い分野・品目の増加は、卸売業者にとって商量を増やすために不可欠であり、且つ小売業、製造業も含めた業界、バリューチェーンの活性化に寄与するものであるが、当局に対する経営範囲の拡大申請において、手続に想定以上の時間を要する点につき、引き続き改善を要望する。

② 違法行為者に対する取り締まり強化

卸売業者の一部はコンプライアンスの意識が低く、コンプライアンスを遵守している企業の競争力の低下を招いている。例えば、1) 偽物を販売する業者や商品を不当に安く販売する業者が存在することでネット販売におけるサイトの信用度が失墜する事例、2) 過積載を前提とした料金を

提示する業者が存在する事例、また、3) 発票を発行しない前提で税金分のコストを割りいた配送見積を提示する業者が存在する事例などがある。健全な業界発展のために、違法業者の取り締まり強化を要望する。

③ 小売業者との公平かつ健全な取引へのさらなる支援

優越した地位を乱用した小売業者による不透明な費用請求や支払遅延、一方的な返品等の問題が継続して生じている。

不透明な費用請求については、2006年11月に「小売業者と供給業者の公平なる取引に関する管理弁法」が施行され、小売業者の優越的地位を乱用した不公平取引を禁止することが法制化されている。また2011年12月には「大型小売店の供給業者に対する違法徴収の是正措置」が商務部等5部門の連名で発表され、小売業者が卸売業者から徴収可能な費用、徴収してはならない費用を明確化の上、取り締まりも行なわれている。但し、取り締まりの対象となっているのは氷山の一角であり、不平等な商行為は続いている。

返品については、瑕疵のない商品の一方的な返品という問題に加え、小売業者の返品伝票の発行が遅く、増値税の還付が遅れたり、また、返品伝票が発行されないために増値税の還付が受けられないケースもある。

さらなる公平かつ健全な取引の浸透と業界の発展に向け、下記のような改善を関係当局・協会により行っていただくことを要望する。

- ・ 諸外国の公正取引監督管理部門のように、統一的に管理する政府機関の設置等により、日常的に相談できる窓口の設置。
- ・ 小売業者から卸売業者に対する支払遅延や一方的な返品等の不正取引を取り締まる法令の整備。

④ 立替金の計上方法および営業税賦課の見直し

小売業者が製造メーカーの販促活動を行う際、製造メーカーに代わって卸売業者が販促費用の立替えをするケースがある。立替金は現状売上計上対象となるうえに、営業税の賦課対象となるため、製造メーカーが当該営業税額を認めない場合、この営業税は卸売業者が負担せざるを得ない。立替金の計上にかかわる取り扱いの見直しおよび営業税賦課対象からの除去につき検討を要望する。

⑤ 公平かつ透明な通行証発行基準の制定・運用、および共同配送に対する支援

都市部における小売店舗の増加に伴い、よりスムーズな配送が求められるが、当局より通行証を取得する際に、当局担当者によっては会社の規模、或いは交通渋滞、環境問題などを理由に

通行証の発行を認めないなどのケースがある。通行証発行に関する公平かつ透明な基準を制定し運用していただきたい。

また、昨今の都市部での交通渋滞、それに起因する環境問題も考慮すれば、共同配送を推進すべきであり、共同配送を推進する企業に対する通行証の発行、交通制限時間短縮などの優遇策として検討することを要望する。

⑥ 低温物流発展のための人的支援

低温商品市場の拡大に伴い、低温物流にかかわる低温倉庫、配送車両などハード面は整備されつつあるが、製造から販売までの各流通段階で低温が途切れるなど、管理レベルが低い等の課題がある。については、卸売業者に求められている、低温商品の流通面における安全性確保、サービス高度化に応え得る、専門知識・技術を有した人材育成、人材の認定制度などに尽力いただきたい。

⑦ 渉外調査管理弁法の見直し

第三者を起用した市場調査を実施する場合、渉外調査を行う資格をもった業者を起用すべしとの規定があることにより、適切な市場調査ができない場合がある。渉外調査管理弁法の当該規定の見直し、緩和を要望する。